

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第254号-続報②

今回のテーマ「育成就労制度の運用に関する有識者会議」について

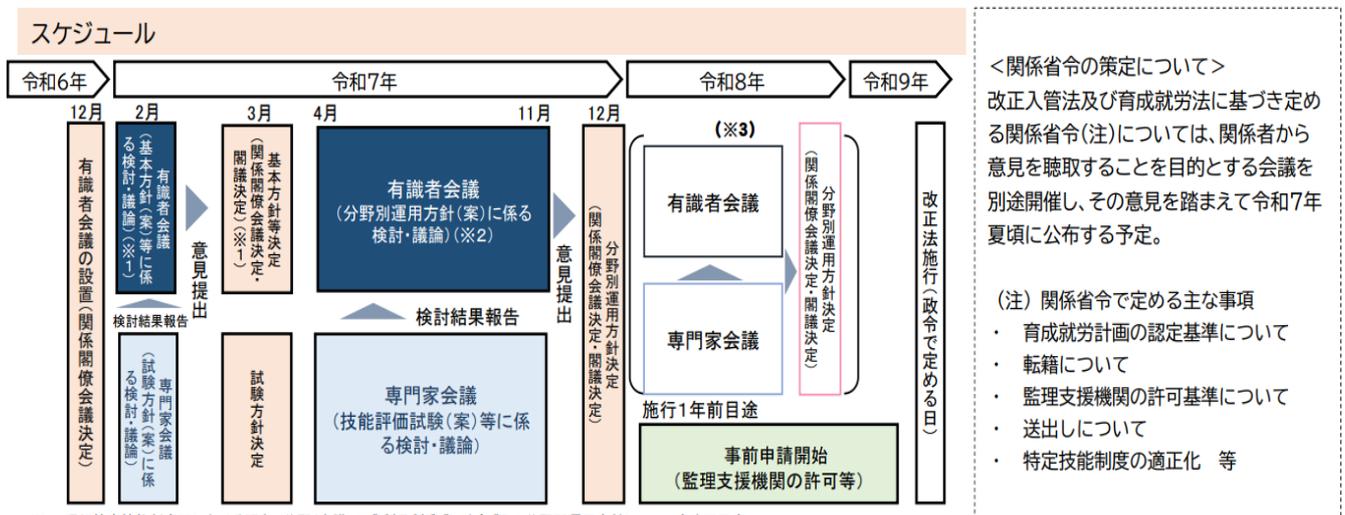
情報通信第254号の続報です。有識者懇談会が開催されています。  
 第1回目（初回）2/6（木）、第2回目2/13（木）予定  
 詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_50156.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50156.html)

# 特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
第2回	2025年2月13日 (令和7年2月13日)	(1) 改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点について			<a href="#">開催案内</a>
第1回	2025年2月6日 (令和7年2月6日)	(1) 懇談会の開催について (2) 改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点について		<a href="#">資料</a>	▶ <a href="#">開催案内</a>

(以下は第1回資料より)



＜関係省令の策定について＞  
 改正入管法及び育成就労法に基づき定める関係省令(注)については、関係者から意見を聴取することを目的とする会議を別途開催し、その意見を踏まえて令和7年夏頃に公布する予定。

(注) 関係省令で定める主な事項

- ・ 育成就労計画の認定基準について
- ・ 転籍について
- ・ 監理支援機関の許可基準について
- ・ 送出しについて
- ・ 特定技能制度の適正化 等

※1 現行特定技能制度下における既存3分野(介護・工業製品製造業・外食業)の分野別運用方針についても改正予定。  
 ※2 新たな受入れ対象分野の追加についても検討予定。  
 ※3 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。